

静岡県中小企業者の 受注機会の増大による 地域経済の活性化に 関する条例

平成26年3月28日施行



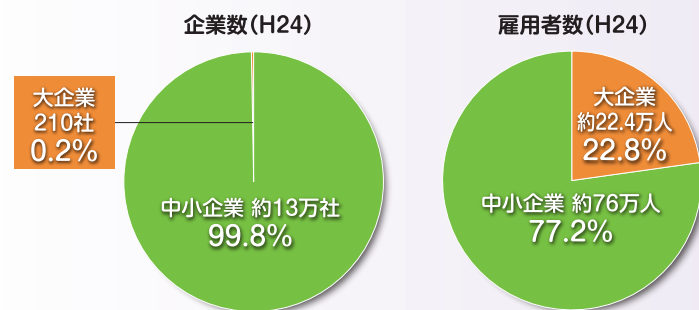
静岡県

「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例」

静岡県の中小企業の現状は…

企業数・雇用者数の現状

静岡県の全企業のうち、中小企業は、**企業数で99.8%（約13万社）**、**雇用者数で77.2%（約76万人）**を占めており、地域の経済・社会を支えています。



資料：『中小企業白書（付属統計資料）』中小企業庁

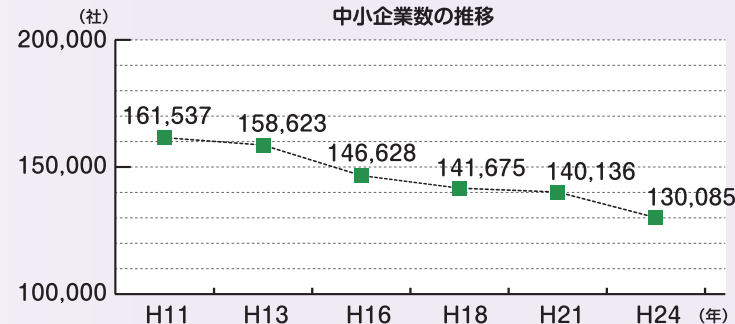
中小企業の本数は、平成11年には約16万社でしたが、平成24年には約13万社となっており、**この13年間で約2割減少しています。**

資料：『中小企業白書（付属統計資料）』中小企業庁

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業

- 製造業等……資本金3億円以下
又は従業員300人以下
- 卸売業……資本金1億円以下
又は従業員100人以下
- 小売業……資本金5千万円以下
又は従業員50人以下
- サービス業……資本金5千万円以下
又は従業員100人以下

中小企業数の推移



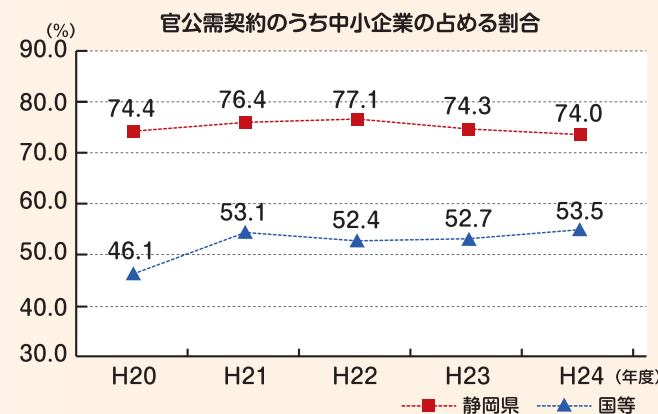
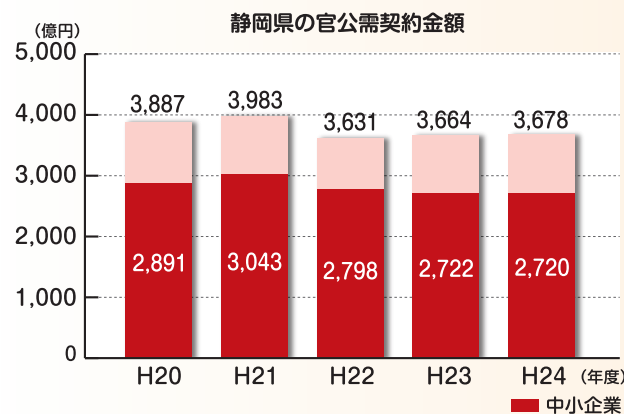
受注機会の現状

中小企業の受注機会の中に、国及び地方公共団体などが物品を買い入れたり、工事を発注したりする官公需契約があります。静岡県の平成24年度の官公需契約金額は3,678億円^{※1}のうち中小企業との契約金額は2,720億円で、その割合は74.0%となっています。

一方、国等^{※2}の官公需契約における中小企業の占める割合は、平成24年度で53.5%となっています。

※1 県及び人口10万人以上の市の契約金額です。

※2 国及び公庫等をいい、具体的には、内閣・内閣府、各省、独立行政法人、国立大学法人等です。



資料：『官公需契約の手引』中小企業庁

条例の趣旨を説明します。

条例の目的(条例の前文引用)

静岡県の中小企業は、本県経済の発展に寄与するとともに、地域社会の担い手として、県民生活の向上に重要な役割を果たしている。

しかし、近年、本県の中小企業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展による国内需要の減少、経済分野における国際競争の激化等により、極めて厳しい状況にある。

こうした状況にあって、中小企業が持てる力を発揮し、将来に向かい活力ある静岡県を築くためには、県はもとより、関係者が、中小企業が地域経済や県民生活の向上に果たす役割を理解し、その事業活動が助長されることにより、中小企業の健全な育成・発展につながるよう社会全体で支援していくことが重要である。

ここに、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本としつつ、社会全体で中小企業者の受注機会の増大に取り組み、地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与するため、この条例を制定する。

中小企業を社会全体で支援して行くためのそれぞれの役割

県民

- 中小企業者が供給する製品等の需要の増進を図ることが、地域経済の活性化や県民生活の向上につながることを理解して、物品の購入、役務の提供の申込み、工事の発注に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めてください。(第7条)

中小企業者

- 自主的に経営の向上や改善を行うよう努めるとともに、供給する製品等（供給する物品や役務、行う工事）が良質かつ安全で安心なものとなるよう努めてください。(第5条)

県内において事業活動を行う者

- その事業活動が地域経済や県民生活と深く関わりを有していることを理解して、物品や役務の調達、工事の発注に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めてください。(第8条)

行政(県・市町)

- 県は、市町と連携し、中小企業者の受注機会の増大に係る総合的な施策を実施します。(第4条)
- 県は、中小企業者が供給する製品等に関する県民等への情報の提供や販路の開拓、その他の施策を講じます。(第9条)
- 県は、物品や役務の調達、工事の発注に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めます。(第10条)

関係団体

(商工会、商工会議所など)
中小企業を支援する団体

- 県がこの条例に基づき実施する施策へ協力するよう努めてください。(第6条)

静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例(前文を除く)

(目的)

第1条 この条例は、中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業者が供給する物品及び役務並びに行う工事(以下「中小企業者が供給する製品等」という。)に対する需要を増進する施策を推進し、中小企業者の経営基盤の強化を図り、もって地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者

(2) 前号に掲げる中小企業者を構成員とする事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合

2 この条例において「関係団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業者を支援する団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本として行われなければならない。

2 中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化は、県民及び県内において事業活動を行う者(以下「県民等」という。)が中小企業者の経営基盤の強化が地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、県、関係団体及び県民等がそれぞれの立場から中小企業者の受注機会の増大に努め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として、行われなければならない。

3 この条例による中小企業者の受注機会の増大は、公正かつ自由な競争を阻害し、又は制限するものであってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、必要に応じて、市町と連携して取り組むものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、経営革新等支援機関(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第17条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。)の活用、自らの知的資産(人材、技術、技能、知的財産(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第1項に規定する知的財産をいう。)、組織力、顧客とのネットワーク等の資産をいう。)の活用等により、自主的にその経営の向上及び改善を図るよう努めるとともに、中小企業者が供給する製品等が良質かつ安全で安心なものとなるよう努めるものとする。

(関係団体の協力)

第6条 関係団体は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第7条 県民は、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることが地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与ものであることについて理解を深め、物品の購入、役務の提供の申込み、工事の発注に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(県内において事業活動を行う者の協力)

第8条 県内において事業活動を行う者は、その事業活動を行うに当たって地域経済及び県民生活と深くかかわりを有していることを理解するとともに、この条例の趣旨を尊重し、物品及び役務の調達、工事の発注に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(情報の提供等)

第9条 県は、中小企業者が供給する製品等に対し県民等が関心を深め、かつ、親しみを増すことにより中小企業者の受注機会の増大が図られるよう、中小企業者が供給する製品等に関する県民等への情報の提供及び販路の開拓その他の施策を講ずるものとする。

(県からの受注機会の増大)

第10条 県は、物品及び役務の調達、工事の発注に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(市町に対する支援)

第11条 県は、市町が中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する施策を実施する場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第12条 知事は、中小企業者が供給する製品等に対する需要を増進する施策の実施状況について、毎年度議会へ報告しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。